

- **住宅改修費の助成**  
移動に不安のある要援護認定を受けた高齢者が、自己の住居を日常生活に配慮した使用に改造する場合に費用の一部を助成します。
- **高齢者住宅整備資金貸付**  
60歳以上の親族である高齢者と同居している人が、高齢者の専用居室を増改築するために必要な資金を貸し付けします。
- **はり・きゅう・マッサージ施術助成**  
高齢者の健康とさわやかな生活を確保するため、助成券を交付し、はり・きゅう・マッサージ施術費を助成します。
- **生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業**  
一人暮らし及び夫婦のみの世帯に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。
- **軽度生活援助サービスの実施**  
自立した生活を支援するため、シルバー人材センターを活用し、一人暮らし高齢者等に日常生活上の軽易な援助を行います。
- **日常生活支援用具の給付**  
一定の条件を有する高齢者を対象に、歩行支援用具等を給付します。
- **緊急通報装置・ふれあい安心電話システムの設置**  
一人暮らし高齢者等の急病等緊急時に、迅速かつ適切な対応が図れるよう電話回線を利用した緊急通報装置を貸与します。また、ふれあいコールを行い、安否確認するとともに、生活不安解消のための相談に応じます。
- **訪問理容サービスの実施**  
在宅の寝たきり等で理髪店に行けない市民税非課税高齢者の衛生管理のため、理容師を派遣して理髪を行います。
- **高齢者外出支援サービス**  
一般の交通機関を利用することが困難な在宅の寝たきりなど的高齢者を、移送車両により送迎します。